

仙台市中小企業融資制度のご案内

令和6年4月1日現在

仙台市中小企業融資制度について

本市は、中小企業の方が経営上必要とする資金を円滑に調達できるように融資制度を設けています。本市の融資制度のお申し込み先は、各取扱金融機関（中面参照）となります。

令和6年度の主な改正のポイント

【経済変動対策資金／伴走支援関連の取扱期間の延長】

経済変動対策資金／伴走支援関連の取扱期間を令和6年3月31日から令和6年6月30日へと延長しました。

【新型コロナウイルス感染症関連融資に係る保証料補給の取扱終了】

次の対象資金の融資について、令和6年3月29日の実行分をもって保証料補給の取扱を終了しました。

◎保証料補給の取扱終了となる資金

- ・経済変動対策資金／災害関連
（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること）
- ・経済変動対策資金／不況関連
（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること）
※売上高等の減少を理由に経営の安定に支障を生じている場合

これにより、令和6年度の保証料補給の対象となる融資制度は下記のとおりとなります。

- 経済変動対策資金／不況関連
- （セーフティネット保証5号※原油価格の上昇を理由に経営の安定に支障を生じている場合）
- 経済変動対策資金／コスト負担軽減支援関連
- 起業家支援資金
- 仙台経済成長資金／杜の都・GX促進関連

<資金繰り、経営等に関するご相談>

（公財）仙台市産業振興事業団 経営支援部経営支援課

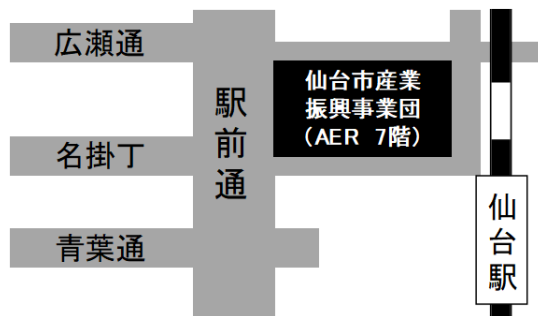
〒980-6107

仙台市青葉区中央一丁目3番1号（AERビル・7階）

TEL：022(724)1122 FAX：022(715)8205

URL：<http://www.siip.city.sendai.jp>

E-mail：keieishien@siip.city.sendai.jp



融資のお申し込みができる方

仙台市の中小企業融資制度を申し込む場合は、下記の基本要件を満たすことが必要となります。※1

1. 市内に事業所又は店舗を持っている中小企業※2の方で、市内で事業を営んでいること。
2. 法人の場合は、市内に本店の登記又は支店の登記をしていること。
3. 個人の場合は、宮城県内に居住（届出等）をしていること。
4. 市税を滞納していないこと。
5. 取引停止処分を受けていないこと及び手形、小切手の不渡りがないこと。
6. 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
7. 宮城県信用保証協会の保証対象業種であること。※3
8. 許認可等を必要とする業種の方は、許認可等を受けていること。
9. 反社会的勢力及びその共生者と関わりがないこと。
10. 小口零細資金の場合は、常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）であること。

※1 融資及び保証実行の判断は、それぞれ金融機関及び保証協会が行います。

※2 仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資の場合、「中小企業」を「一般社団法人又は一般財団法人」に読み替えます。

※3 次のような業種の方は融資の対象となりません。

- 農林漁業（一部業種は対象となります。）
- 金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）

お申し込みに必要な書類

【お申し込みの都度必要な書類】

1. 仙台市融資制度申込書
2. 信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び信用保証委託契約書
3. 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」
4. 見積書の写（設備資金の場合）
5. 工事概況表の写（建設業の場合）
6. 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」、「計算書類及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

【はじめて融資を申し込む場合などに必要な書類】

7. 申込人（企業）概要
8. 決算書（個人の場合は確定申告書の控の写）
9. 印鑑証明書の写
10. 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び定款
11. 申込人及び保証人の資産状況を証明できる書類（資産証明書等）
12. 許認可等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 制度毎に提出書類が異なりますので、詳しくは取扱金融機関又は下記担当部署へお問い合わせください。

※ 必要と認められる書類がある場合は、追加していただくことがあります。

※ 公的機関が発行した書類については、発行してから原則として3ヵ月以内のものが必要となります。

中小企業信用保険法の認定について

本市内の中小企業の方が、中小企業信用保険法に規定する「特定中小企業者（取引事業者の再生手続開始申立等や事業活動の制限、災害、経済事情の変動、取引金融機関の破綻、金融取引の調整及び金融機関の貸付債権の譲渡（いずれの場合も経済産業大臣が指定したものに限り。）により、経営の安定に支障を生じている方）」であることの認定を受けようとする場合は、仙台市長の認定を受ける必要があります。窓口は、下記の担当部署となります。

担当：仙台市経済局中小企業支援課

〒980-0803

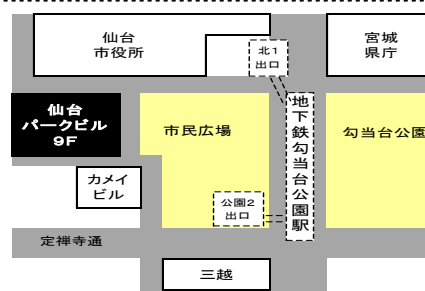
仙台市青葉区国分町3丁目6番1号

仙台パークビル9階

TEL：022(214)1003

FAX：022(214)8321

E-mail：kei008040@city.sendai.jp



都の杜・仙台

MIYAKO NO MORI
SENDAI